

緊急対応について

身体障害者相談係

◎ 行政の緊急対応について 夜間、祝祭日

- ・ 障害者虐待通報 虐待防止センター（障害福祉課）が携帯電話で対応
- ・ その他 区役所の守衛に電話があり、その後各担当係長に連絡がある。身体障害者相談係の場合は警察関連の電話が多い。
- ・ 聴覚障害者には、警察・消防の緊急ダイヤルを周知している。
- ・ 祝祭日に緊急事態がある場合に、守衛に電話できることを知らない障害者・家族が殆どではないか。周知が求められる。

◎ 短期入所等の利用について

1. 緊急対応の例

- ・ 家族介護者が介護できない状況にある場合
- ・ 一人暮らし障害者のヘルパーが大幅に不足した場合

2. あいアイ館とあじさいホームの短期入所が利用できない場合

- ・ 身体障害者が利用できる短期入所は2ヶ所のみで、緊急時は2ヶ所ともに押さえられていることが多い。
- ・ 2ヶ所が利用できない場合は、他区の入所施設の短期入所等の利用を考える。隣区の施設は目黒区とも繋がりが強いので、登録していない障害者も緊急に受け入れしてもらえる。他の施設は殆どが医師の診断後の登録が必須になっている施設が殆どである。
- ・ 施設での短期入所が困難な場合は区内外の病院の利用を考える。主治医ではない病院でも可能な病院もある。主治医の病院では主治医の判断で入院の可能性もある。主治医とソーシャルワーカーとが連携して協力的な病院もある。

3. 医療的ケアが必要な障害児者

- ・ 医療的ケアが必要な障害者の短期入所は非常に少なく、且つ緊急時の利用の可能性は非常に低い。登録されていない施設は、医療的ケアの障害者の受入れを行わない。
- ・ 施設での受入れが困難な場合は、病院での受入れを依頼する。病院の対応によって異なるが不十分なケアしかできない病院は障害者の体調不良を招いてしまったケースもあったので要注意である。
- ・ なるべく数多くの療養介護の施設の短期入所に登録するように勧めても、移動自体に困難があるため進んではいけない。

4. 介護保険受給者の障害福祉サービス上乗せの障害者の場合

- ・ 介護保険受給者で障害福祉サービスの上乗せを行う障害者の長時間の居宅介護は、介護保険の「定期巡回随時対応訪問介護訪問看護」の

制度で緊急対応を含む小刻みなサービスと長時間の障害福祉サービスを組み合わせるのが望ましいと考えられる。しかし、介護保険の同制度が採算の問題や人員不足の問題等で実質機能しておらず、家族への負担の問題も大きい。

5. 「地域包括ケアシステム」の中での緊急対応

- 夜間・祝祭日の緊急対応はシステムとしての大きな課題である。
- 行政の権限を利用しなくても、緊急対応については少しずつ民間でも可能な地域システムにできるようにネットワークを作るべきだろうが、現時点では難しい状況である。